

第三回 會員大會議 第三回 參議院通商產業委員會會議錄

昭和二十七年五月十五日(木曜日)午後
一時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員
小林英三君
結城栗山安次君
良夫君

- 通商及び産業一般に関する調査の件
- (通商産業省設置法案に関する件)
- (通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に関する件)
- (工業技術庁設置法の一部を改正する法律案に関する件)
- (帝国石油問題に関する件)

明を求める、更にいわゆる帝室問題についても、栗山良夫君及び島清君両委員から質問の通告がござりますので、これを許可することにいたしました。大体今までの順序で進めて参りたいと存じます。なお当委員会散会後引続いて競輪に関する小委員会が開かれる予定でございますので、この点お含みの上議院の運営につきまして各委員の御協力を特にお願いして置きます。

○理事(結城安次君) それでは内閣
員会に向つて連合審査を申込みます。
それから大蔵委員会との連合審査を、
開発銀行法案は申込んであります
が、国有財産特別措置法案、これも
込んだら如何かと存じますが、如何
ございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(結城安次君) それではいつ
にするか、若し御希望があれば伺つ
置きたいと思います。

○栗山良夫君 委員長一任。

機工業再建への途が開かれたのであります。しかし、更に、平和條約も発効いたしまして、近き将来において航空機工業の全面的な活動が期待されるに至つたのであります。
申すまでもなく、航空機工業は、素材、部品、装備品等多岐に亘る関連生産部門の緊密な協力によつて構成されるピラミッドの頂点に位する典型的な総合機械工業であり、設備、技術及び、材料の各方面を通じて最高度の水準を要求されるものであります。然る書によりまして生産が認められ、航空機工業再建への途が開かれたのであります。しかし、更に、平和條約も発効いたしまして、近き将来において航空機工業の全面的な活動が期待されるに至つたのであります。

中華人民共和國農業部農業科學研究所編著《中國農業百科全書》

國務大臣	清澤 俊英君
通商產業大臣	島 清君
政府委員	境野 清雄君
通商產業政務次官	西田 隆男君
本間	石川 清一君
俊一君	高橋龍太郎君
○理事(結城安次君)	「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(結城安次君)	それではさう 決定いたしました。

る小委員会の委員長から申出であります。さよう取計つて差し上げます。

それから競輪に関する小委員会委員の欠員を補充いたしたいと思います。
古池信三君が通商産業委員をやめられましたので、補欠として中川以良君を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○理事(結城安次君) それではさよう
決定いたします。

もう二件御協議申上げて置きたいのは、通商産業省設置法案について内閣委員会と連合委員会を開くかどうか。
もう一つは国有財産特別措置法案、開発銀行法案につきまして大蔵委員会との連合審査会をいつ頃いたしましょんか、この二つをこの際お諮りいたして置きたいと思います。第一の通商産業省設置法案について内閣委員会に連合委員会を申込みますか。

お差支えなければその頃申込んで置
ましよろか。

○中川以良君 委員長一任。

○理事(結城安次君) それでは委員
においてさよう取計らいます。

○理事(結城安次君) それでは航空機
製造法案 予備審査でありますが御
明願います。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 航空機
造法案提出の理由を御説明申上げ、

前途は、けだし多難の限りといふべきであります。併しながら、航空機が我が國将来の文化、産業に貢献する大きな意義を考えますとき、航空機工業を振興発達せしめ、その生産技術の向上を図り、且て航空機の品質及び性能を確保することは、現在における最大の急務と考えられますので、こゝに航空機製造法案を提出いたしました次第であります。以下この法律案の内容の大略を申述べます。

以上この法律案の内容の大略を申します。

○小林英三君 申込むことを希望します。
○理事(結城安次君) さよう取計らへてお差支えございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一回 論院通商產業委員會會記

るごの工業の実態を常に把握いたしました。

何でござりますか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第二に航空機工業は最高度の技術及び高性能の設備を必要といたしますので製造又は修理の設備及び方法について一定の技術上の基準を設けてこれを検査し、この検査に合格した設備及び方法により製造又は修理を行わせるこ

といたしたのであります。
第三に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理を行つた場合には、検査に合格した設備及び方法によつて行われたものであることを通商産業大臣が確認又は証明いたす制度を設けました。これは、製品の良好な品質及び高度の性能を確保するための措置であります。

第四に、確認又は証明のための検査につきましては、事務の簡素化及び迅速化を図るために原則として民間の専門家に委任いたすことゝし、重要部分についてのみ国検査官が検査することゝいたしました。

第五に、

第六に、

第七に、

第八に、

第九に、

第十に、

第十一に、

第十二に、

第十三に、

第十四に、

第十五に、

第十六に、

第十七に、

第十八に、

第十九に、

第二十に、

第二十一に、

第二十二に、

第二十三に、

第二十四に、

第二十五に、

第二十六に、

第二十七に、

第二十八に、

第二十九に、

第三十に、

第三十一に、

第三十二に、

第三十三に、

第三十四に、

第三十五に、

第三十六に、

第三十七に、

第三十八に、

第三十九に、

第四十に、

第四十一に、

第四十二に、

第四十三に、

第四十四に、

第四十五に、

第四十六に、

第四十七に、

第四十八に、

第四十九に、

第五十に、

第五十一に、

第五十二に、

第五十三に、

第五十四に、

第五十五に、

第五十六に、

第五十七に、

第五十八に、

第五十九に、

第六十に、

第六十一に、

第六十二に、

第六十三に、

第六十四に、

第六十五に、

第六十六に、

第六十七に、

第六十八に、

第六十九に、

第七十に、

第七十一に、

第七十二に、

第七十三に、

第七十四に、

第七十五に、

第七十六に、

第七十七に、

第七十八に、

第七十九に、

第八十に、

第八十一に、

第八十二に、

第八十三に、

第八十四に、

第八十五に、

第八十六に、

第八十七に、

第八十八に、

第八十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第一百に、

第一百一に、

第一百二に、

第一百三に、

第一百四に、

第一百五に、

第一百六に、

第一百七に、

第一百八に、

第一百九に、

第一百十に、

第一百十一に、

第一百十二に、

第一百十三に、

第一百十四に、

第一百十五に、

第一百十六に、

第一百十七に、

第一百十八に、

第一百十九に、

第一百二十に、

第一百二十一に、

第一百二十二に、

第一百二十三に、

第一百二十四に、

第一百二十五に、

第一百二十六に、

第一百二十七に、

第一百二十八に、

第一百二十九に、

第一百三十に、

第一百三十一に、

第一百三十二に、

第一百三十三に、

第一百三十四に、

第一百三十五に、

第一百三十六に、

第一百三十七に、

第一百三十八に、

第一百三十九に、

第一百四十に、

第一百四十一に、

第一百四十二に、

第一百四十三に、

第一百四十四に、

第一百四十五に、

第一百四十六に、

第一百四十七に、

第一百四十八に、

第一百四十九に、

第一百五十に、

第一百五十一に、

第一百五十二に、

第一百五十三に、

第一百五十四に、

第一百五十五に、

第一百五十六に、

第一百五十七に、

第一百五十八に、

第一百五十九に、

第一百六十に、

第一百七十一に、

第一百七十二に、

第一百七十三に、

第一百七十四に、

第一百七十五に、

第一百七十六に、

第一百七十七に、

第一百七十八に、

第一百七十九に、

第一百八十に、

第一百八十一に、

第一百八十二に、

第一百八十三に、

第一百八十四に、

第一百八十五に、

第一百八十六に、

第一百八十七に、

第一百八十八に、

第一百八十九に、

第一百九十に、

第一百九十一に、

第一百九十二に、

第一百九十三に、

第一百九十四に、

第一百九十五に、

第一百九十六に、

第一百九十七に、

第一百九十八に、

第一百九十九に、

第一百二十に、

第一百二十一に、

第一百二十二に、

第一百二十三に、

第一百二十四に、

第一百二十五に、

第一百二十六に、

第一百二十七に、

第一百二十八に、

第一百二十九に、

第一百三十に、

第一百三十一に、

第一百三十二に、

第一百三十三に、

第一百三十四に、

第一百三十五に、

第一百三十六に、

第一百三十七に、

第一百三十八に、

第一百三十九に、

第一百四十に、

第一百四十一に、

第一百四十二に、

第一百四十三に、

第一百四十四に、

第一百四十五に、

第一百四十六に、

第一百四十七に、

第一百四十八に、

第一百四十九に、

第一百五十に、

第一百五十一に、

第一百五十二に、

第一百五十三に、

第一百五十四に、

第一百五十五に、

第一百五十六に、

第一百五十七に、

第一百五十八に、

第一百五十九に、

第一百六十に、

第一百七十一に、

第一百七十二に、

第一百七十三に、

第一百七十四に、

第一百七十五に、

第一百七十六に、

第一百七十七に、

第一百七十八に、

第一百七十九に、

第一百八十に、

第一百九十一に、

第一百九十二に、

第一百九十三に、

第一百九十四に、

第一百九十五に、

第一百九十六に、

第一百九十七に、

第一百九十八に、

第一百九十九に、

第一百二十に、

第一百二十一に、

第一百二十二に、

第一百二十三に、

第一百二十四に、

第一百二十五に、

第一百二十六に、

第一百二十七に、

第一百二十八に、

第一百二十九に、

第一百三十に、

第一百三十一に、

第一百三十二に、

第一百三十三に、

第一百三十四に、

第一百三十五に、

第一百三十六に、

次第であります。

御承知のように、今次行政機構改革において、通商産業省の機構は、資源局、中小企業局および工業技術局の廃止を初めとして、本省内部部局の大半な整理統合、更には公益事業委員会の吸収等、殆ど全面的な改組を行なわれてあります。第一にはこれらの部局の変更、第二には公益事業委員会の所掌事務の引継ぎの点から、新機構を規定いたします。通商産業省設置法の施行に伴いまして、他の法令の法を行ななければならぬのであります。

以下、本法案の内容について御説明いたします。第一に整理を行う法令でござりますが、法律では鉱山保守法、中小企業等協同組合法および輸出信用保険法、ボッダム政策では公益事業令および電気事業再編成令の、以上五法令であります。

第二に整理の内容であります。これは部局の改革に基づきます。名称の変更を主といたしますもの、中小企業局設置法の廃止により同法上の権限を中小企业等協同組合法の内容といたしますもの及び公益事業委員会の引継ぎによりますものに区分いたすことができるかと思ひます。

以上、申述べましたところが本法律案の内容でございます。

次に工業技術局設置法の一部を改正する法律案の内容について御説明申上げます。

工業技術局は、鉱業及び工業の科学技術に関する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の進歩

向上を図る使命を以て、昭和二十三年八月通商産業省の外局として設置せられ、爾來鉱工業に関する試験研究の推進並びに工業標準化、品質管理等技術の進展に相当の成果を挙げて参つた次第であります。

今回の行政機構改革に当りまして、各省の外局は原則として審判的機能を主とするものののみを存置し、他は内局又は附属機関とするという趣旨に従いまして、工業技術局を通商産業省の附属機関たる工業技術院に改組いたそろ

とするのが本法案の骨子であります。然しながら鉱工業技術の向上は、現下の重要な課題であります経済自立達成の基本要件であります。が故に、政府といたしましては、その基礎となるべき試験研究業務を総合的に行い、又試験研究と有機的な関連を保ちつつ技術行政を推進して参りました。工業技術院に改組後も前述通りとし、一層その機能の充実を図つて参る所存であります。従いまして今回の改正におきましては、単に名称を工業技術院に、長官を院長に改める等附属機関となつたことに伴い必要となりました改正に止めることにいたした次第であります。

なお、今回の機構改革に先立ちまして、三月三十一日附を以ちまして所属試験研究機関の整備を行なつたのであります。しかし、その際廢止いたしました陶磁器試験所及び工芸指導所関西支所の施設は、それすぐ地元の京都市及び布施市に譲渡する方針でその準備を進めています。而して、これによる次第であります。そして、これら設置された経緯に鑑みまして、

国所財産の払下につきましては、その対価を時価の七割減とする等の特別措置を講ずるのが至当であると認められますので、これに關しまして所要の規定を設けたいと存する次第であります。

以上がこの法案の内容であります。

○理事(結城安次君) お詫びいたしまさが、前の二つの法案は当委員会に提出されるものであります。が、この通商産業省設置法案及び工業技術局、内閣に出るのですが、先ほど連合委員会開催を申込んでもらいましたが、質疑その他はこの次にします。質疑その他は今日多少やつておきますか、どういたしまですか。

「この次でいいです」と呼ぶ者あれば、この次にいたします。

○理事(結城安次君) それから続いて栗山委員及び島委員から御請求のあつた、いわゆる帝石事件といふことについては御質疑に入りたいと思います。

○栗山良夫君 私実は只今本委員会に付託されております石油資源開発法律案の審議のときに、是非政府側の御所に信を質したいと考えていたのであります。が、たまく今朝の新聞紙上に相当大きく報道せられておりましたので、と考へるのであります。今朝の新聞によると、たまたま石油に關係する二、三の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

大体、国民の中に多くの疑惑を持たれたと存じますから、従いまして石油に關係する二、三の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

よりますと、帝石は從来は國策会社でございましたが、その点は如何でございましょうか。本当に社長を呼び出して、この程度のことを言われただけでございませんか。

○栗山良夫君 御承知のよろしくなれば、この問題を持つておつたのでござります。どうも最近の情勢を見ておりますといふと、会社固有の仕事のほうはどうも巧く行つておらないようになりますが、政府のほうと從来なふうに考えますので、一つ会社自体で会社の本来の業務に専念することのできますように再建をされてはどうかと、こういう趣旨で勧告をいたしました。

わけであります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 帝石の問題は私も関心を持ちましてもう一月ほどの間で、これに關しまして所要の規定を設けたいと存する次第であります。

以上の二つの法案は當委員会に提出されるものであります。が、この通商産業省設置法案及び工業技術局、内閣に出るのですが、先ほど連合委員会開催を申込んでもらいましたが、質疑その他はこの次にします。質疑その他は今日多少やつておきますか、どういたしまですか。

「この次でいいです」と呼ぶ者あれば、この次にいたします。

○栗山良夫君 その代表者と申しますと、どなたですか。

○栗山良夫君 その代表者と申しますと、どなたですか。

○栗山良夫君 わかりました。その勧告をせられました内容はどういう点でござりますか、それを一つお尋ねいたしました。

○栗山良夫君 その代表者と申しますと、どなたですか。

○栗山良夫君 わかりました。その勧告をいたしましたのでござります。

お聞取り願います。

○政府委員(本間俊一君) 只今栗山委員から今朝の新聞紙の記事に關しまして御質疑があつたのでござりますが、

昨日帝石の代表者を役所に来てもらい、まして、再建をこの際考えられるほうがよいのではないかという勧告を昨日いたしました。

いたしました。

○政府委員(本間俊一君) 昨日は事務次官のところへ会社の代表者であります社長のお出でを願いました。口頭で勧告をいたしたのでござります。

○政府委員(本間俊一君) 今日は事務次官のところへ会社の代表者であります社長のお出でを願いました。口頭で勧告をいたしたのでござります。

○政府委員(本間俊一君) 今日はお話ですと、何か再建をやれ、經營が巧くないので經營の刷新をしろという趣旨でされたといつて勧告されたのですか、或いは文書で勧告されたのですか。

○政府委員(本間俊一君) 今日はお話ですと、何か再建をやれ、經營が巧くないので經營の刷新をしろといつて勧告されたのですか。

○政府委員(本間俊一君) 今日はお話ですと、何か再建をやれ、經營が巧くないので經營の刷新をしろといつて勧告されたのですか。

と思ひますが、その趣旨に基いて勧告をせられた具体的な指示点というものはございませんか。

○政府委員(本間俊一君) 御承知のように只今は普通の民間会社に相成つておりますので、何と申しますか、役所のほうの権限、その他の関係も勘案いたしまして、只今申上げたような趣旨で再建をされるように勧告をいたしました。

お聞取り願います。

○政府委員(本間俊一君) 帝石には、その趣旨に基いて勧告をいたしました。

○政府委員(本間俊一君) その趣旨に基いて勧告をいたしました。

○政府委員(本間俊一君) その趣旨に基いて勧告をいたしました。

○政府委員(本間俊一君) その趣旨に基いて勧告をいたしました。

○政府委員(本間俊一君) その趣旨に基いて勧告をいたしました。

○政府委員(本間俊一君) その趣旨に基いて勧告をいたしました。

も御説明申上げたことがあつたのであります。が、その補助金の関係がどうなつておるか、機械の保存関係がどうなつておるかといふ点を実は營々調査を怠いでおつたのであります。が、御承知のように検察庁のほうに帳簿だとか押収されておりまづ、関係で、また正確な調査はできない段階でござります。

それからもう一つ、過剰油を振ります。関係で技術的なまあ勧告をいたしたのであります。その勧告通りにしておらなかつたといふことも事実として明かになつたわけでございまして、そういう点をも考慮をいたしまして、おまご自身にこゝに力合と、こ

こういう事実がありましてずっと憤りを抱いておつたのでございまして、御指摘のいろいろな問題がござりまするので、昨日は私が申上げました補助金の関係或いは勧告違反の関係等の事実を、根拠を置きまして勧告をいたしたわけではないのでございまして一番最初に申上げたように只今申上げたようなことも含めまして、会社固有の本来の業務に力を出すことのできるようなふうに一つ是非考えて欲しいという意味の勧告をいたしましたので、昨日は具体的な細かな問題につきましては觸れなかつたのでございます。

いたしますが、本件については先ほど
高橋通産大臣から本間政務次官が携わ
つて調査したから云々ということです。
今本間さんに伺っておりますが、大臣
が何かちよつとほかに用があるからと
いうお話をあります。島さんどうぞ
す、大臣にお伺いしないでよろしいの
でありますか。

だけのしつ放しでは問題にならない、現にこの会社には多額の国民の血税で株式になつて残つておる、二三%も残つておるのでござりますから、従つて政府としましても、ただ単なる民間の会社を取扱うというような考え方ではないだらうと思うので、勧告のうしてにはどんな御決心をお持ちになつておられるのか、ちよつと大臣からお伺いしておきたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 昨日事務次官から社長を呼んで、先刻次官から話したような趣意で話しましたのであります。社長は非常に了承いたしまして、至急に案を立てて持つて来ると言つて帰りました。それを見て検討したいと思います。通産省としていろいろな提

の一の株式数になつておると、い実からいたしますれば、この陸軍役陣が變えるということまでのことは通産大臣が肚をきめてしまつて、これは遺ながら變えるという肚ができれば、府部内のことでありますからできる題だと思つております。今までそうちのような明白な事態がなかつたから決心がつかなかつたのだと考えておますが、最近のあの内容、並びに出来参りました結果においては、そこまでの御決心がありになれば、別の方で、株主総会なり何なりで以てそうち現重役陣を變えるという方法はどうも思ひます。それまでもやはりやつて行くといふ御決心が最後におありのかどうか、それまでの決心で御調査をし、勧告しておられるのか、そうち

い直なつきい法でてり御い問政懶大を情

○栗山良夫君 そうすると只今のところでは補助金を対象として取得を帝石がしました機械の保存、或いは処分に関して好ましくない点があつたので、

いても、特に衆議院においては熱心に取上げて、参議院においても島委員から数回に亘つて質問をせられたのであります。今始まつた問題ではないわけで、特に検察官の調査は進んでおる

○清澤俊英君　ちよつと大臣に伺います。本間さんにも取調を言いつけたと言わられるが、その報告は十分お聞きになつたと思いますが、この問題に対しても会社に対する考え方として大臣はどう考へておるか、ござりますまい。

合のことは考えておりますが、まだおなじみでない方には、このことについてお話しする機会を設けたのでありますから申上げる時期でないと感じますが、もう暫くお待ち下されば大体伺えます。がつくと思います。

○国務大臣（高橋龍太郎君）　この政黨の所有株は、二三%ですか、何かで、そんなにたくさんさんじやないのです。それで、無論昨日勧告しまして、社長へまあ改革案と言いますか、そういうことをお聞きしておるのであります。

ものそ いふ

服せなかつたといふ点についての勧告、この二点であるとおつしやつたのであります。が、そのほか本件につきましては汚職等の事件も検察庁の調査によって断次明らかになりつつあるよう

でありますから、こういう特定の法人に対して具体的な監督権を行政権として及ぼし得ない点も私どもは了承するのであります。が、この会社の今日まで参りました在り方、或いは國から補助

て業務に専念して行くようになると、いわゆる勧告をなさつたと、こういふのであります。ですが、そらするとその勧告の中に見えますのは、業務に専念しておらなかつたということが考えられると同時に、いろいろ勧告等のありますことを

り干渉することはできないのですが、
今の補助金で買った施設を、五ヵ年以内に処分したとか何とかいうことについて、違法であることが確定いたしますれば、それは又厳重に処分する決心であります。

まあ改革案と言いますか、そういうものが私どもの納得ができる場合には、これは無論株主権を実行して改革せしめるべき決心を持つております。

○栗山良夫君 私、大臣にお願いしたいのですが、通商産業大臣でありますから、この委員会には余り御出席をお願いしません。

顯すたしも

いわゆる帝石の役員の責任問題等については、全然お触れにならなかつたのかどうか、その点を伺いたいと思います。

るな点から考えまして、ただ一片の抽象的な再建勧告だけではこれは私はその目的を達成することが困難であろうと思うのです。従つて通産省としてこの問題について、どういう立場でしたな

実行していない、甚だルーズな仕事を今までやつておった、こういうものが残つておると思う。そこで勧告はしてみたが、勧告はまあ第一の前提になりますが、その根本に残るものは今の当

○清澤俊英君 この問題は前にも一回
あつたと思うのですが、現在
の法規ではこういふ悪いことがあつた
からどうするという処分権は通産省で
ないと思います。このことは了承して
おりますが、併し大蔵省があづかつて

が、この委員会には余り御出席をお願いしていいのではありません。で、特に今日は重要なこの法律案の御説明もあっておいでになつたと思うのですが、ますけれども、少くとも民間の法ノに対する通産省が再建の勧告をしたところは、二点あります。

○政府委員(本間俊一君) 私、先ほど申上げましたのを誤解があるので恐縮でござりまするので、なお念を押して御説明申上げたいと思うのでござりますが、従来帝石の関係で先ほども申上げました補助金の問題、勧告違反の問題、

問題について、どういう工合にしたならば、帝石の再建ができるのかどうか、そういう点を御研究になつておるのでどうか、その点を伺いたいと思ひます。

務重役当務役員では会社を完全に持つて行かれるのか、持つて行かれないのかといふことが疑問になつております。従つて消極的なお考えとしてはどういう肚構えでおられるか、ただ勧告

ないと思います。このことは了承しておりますが、併し大蔵省があずかつておる二三%、株式の権限並びに政府等の幹部によつて多くの金融会社が扱つておるもののが約四分の三だと私は思ひます。一般民間が扱つておるのは四分

りますけれども、少くとも民間の法規に対して通産省が再建の勧告をしたことは、これは異例に属することになります。非常に重要な問題であります。従つて、どうか一つ時間の御用合もありましょうけれども、もう少く

りますけれども、少くとも民間の法に
対して通産省が再建の勧告をしたと
いうことは、これは異例に属すること
であります。非常に重要な問題であります。
従つて、どうか一つ時間の御費
合もありましょうけれども、もう少く

委員会にお止まり願いまして、我々の質問に応じて頂きたい、こう要請いたします。

今いろいろとお話をありました。

通産省いたしましては、補助金を対象として取得した機械の処分について好ましくないことが行われたということは大体お認めになつておるわけですか。

○政府委員(本間俊一君) 先ほども実はお答えいたしましたように、政府の補助金で買いました機械も多種多様なもののがござりますが、同じような機械を会社側でも相当たくさん持つておりますので、補助金も相当の期間に亘つて出しておられますので、一々帳簿を正確に調べまして当らなければならんわけございまして、鋭意その調査を実際に急いでおるわけでござりますが、帳簿が押収せられておりまする関係がありますので、まだきちんと調べができるおらないといふ状況でございます。

○栗山良夫君 その調べが完全にするかしないかということをお尋ねしております。

○栗山良夫君 その調査が完全にするかしないかということをお尋ねしておるのではなくて、とにかく今日の段階において、そういうことが少なくとも一部分でもよろしうございますが、あつたのですか、なかつたのですか。

○政府委員(本間俊一君) 私どもがお答え申上げますときには、やはりつきりしませんとお答えを申上げるわけに行かないでございまして、少なくともそういう疑いを持ちまして調べておるわけでございまして、まだ国の補助金でどういう機械を買つて、それがどういうふうに保存せられておるかといふところまでは帳簿がないのでありますから、実は非常に苦労いたして調査をいたしておるのでござります

が、まだ正確な事実を確めるというところまでに行つておらないわけでござります。

○栗山良夫君 そういたしますと、不正処分についてはつきりした確認をされない、単なる疑い程度のものでござります。

○栗山良夫君 帝石の役員に対し再建の勧告をされると、ということは、異例的な措置をとられるということは、これは少し行き過

ぎではありませんか。

○政府委員(本間俊一君) 先ほども申上げましたように、そういう問題もあつて、役所が鋭意調査を急いでおつたのだ、それから先ほど申上げましたよう勧告違反というような問題もあつたので、そういう点も含めまして、従来の帝石と政府との関係等を勘案をいたしまして、先ほど申上げたような勧告をいたしたわけでございます。

○栗山良夫君 その調査が完全にするかしないかということをお尋ねしておるのではなくて、とにかく今日の段階において、そういうことが少なくとも一部分でもよろしうございますが、あつたのですか、なかつたのですか。

○栗山良夫君 そういたしますと、只

○栗山良夫君 今検査室当局が機械の不正処分については調査中でありますので、これは司

石が従わなかつたということは、これ

は事実ですか。

○政府委員(本間俊一君) さようございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、只

○栗山良夫君 いたしたのでございますが、勧告のし放しといふことはないものと考えております。従いまして、昨日会社の代表者でありまする社長に勧告をいたし

たのでございますが、勧告のし放しといふこととはございませんのでござります。

○政府委員(本間俊一君) 昨日勧告をいたしたのでございますが、勧告のし放しといふこととはないものと考えております。従いまして、昨日会社の代

表者でありまする社長に勧告をいたし

たのでございますが、社長は会社に

帰りまして適当な機関に相談をせられることと思ひますので、どういう再

建案が出ますか、勿論まだ正確に予想

することはできませんのでござります

○政府委員(本間俊一君) その問題は

かになろうと思ひますが、その問題は

その問題として、濫掘防止に対する通

産省の勧告といふものは、これは石油

行政の立場からいたしまして、通産省

としては非常に重要な責任を以てなさ

れるのでありますから、これに違反を

するということは通産省として当然帝

石に向つて責任を追求される私は資格

があり、義務があらうかと考えるわけ

付けるという意味の御発言が次官から

ございましたが、そして而も暫く猶

予を与えられたいということでありま

すが、その暫くの猶予といふのは大体どれくらいを予定されておりますか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 何日間と

いうのではないのですが、現在の案と

して私は今社長を呼び出して、社長を

もう暫く御猶予を賜りたいと思いま

す。

○栗山良夫君 それでは大変微妙な問

題なので、はつきりした御答弁が頂け

ないと思ひますから、極めて含みのあ

る言葉で御質問いたしますから一つ

それを諒とせられた御答弁を願いたい

と思います。仮に再建案が提出された場合に、その再建案が考えられた役員のかたゞと通産省と相談をせられた

場合に、通産省の意見とどうしても一

致をしないというような場合には、や

はり役員といふものの更迭等について

それを諒とせられた御答弁を願いたい

と思います。仮に再建案が提出された場合に、その再建案が考えられた役員のかたゞと通産省と相談をせられた

場合に、通産省の意見とどうしても一

致をしないというような場合には、や

はり役員といふものの更迭等について

それを諒とせられた御答弁を願いたい

と思います。それを一つお洩らしを願いたい

○國務大臣(高橋龍太郎君) 例えば役員の更迭といふ問題になります

と、私ども役所としてこれは強制する

ことはできないので、結局株主総会で

きめるというほかないのです。ですが、私は、いずれ社長が早速ほかの役員と

も相談していろ／＼な案を練つて持つて来られるだろうと思います。で、そ

れが著しく満足できなければ私は命令はできんけれども、通産省の意見と

して役員側の更迭を要するといふよう

な意見を発表することもあり得ると存

在するのでござりますが、役所の何と申し

たいと思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと通産

省の案はもう暫く待てといらうよなお話をありますからこれ以上お聞きしませんが、帝石の中にある問題点だけを私は拾つて言いますが、そういう点を通産省は大体御承知になり確認されておるかどうか、その御返事を賜りたいのです。その一つは帝石の役員間に若干和を欠いておる点があるよう私どもは聞いておりますが、そういうことをお認めになるかどうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 認めておりまます。

○栗山良夫君 そういたしますと、第二点といたしきして、先ほどの機械の不正処分の点については疑いを持つておられると言わされましたから、さように確認してよろしくござりますか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) はあ。

○栗山良夫君 第三点は、濫掘防止に関する勧告に従わない点があつたといふこともこれは明かになつておるようありますから、確認しておきます。

それから第四点といつしまして、帝石とこれも帝石に出入りしております業者の間に若干の不正事件がある、機械の不正処分を通じて行われていたであろうということが相当広くもう行き渡つておるわけであります、そういう疑いがあるということは御確認になりますか。

○政府委員(本間俊一君) そういう噂は十分承知をいたしておりますので、調査をいたしております。

○栗山良夫君 それから本日の新聞、例えば読売等に出されました新聞で一番重要なことは通産省内部にこれは発展する虞れがあるということが述べられておりますが、さような御懸念は全然ありませんか。或いはそういう心配が。

がありますか、その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) そういう点は全然ないと信じます。併しそういふふうなことがあとから発見されますれば厳重に処分いたします。

○栗山良夫君 その点については検察庁当局の動きを待つまでもなく、これは当然大臣の手許において、通産省の内部の点については自主的にこれをお調べになり、そうして適当な処置を若あるとするならばとられるのが妥当だと思います。

○栗山良夫君 そういたしますと、だと私は考えるのであります、さよな点につきまして今日まで何ら疑いがないといふことによつて取調べをしておられない、或いは若干そういう調査をせられた結果ないものと確信をしておられるのか、その点を明かにされたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 一、二そ

ういう噂を耳にしました時に、何と言いましたか、そういう疑いを、デマで、噂でそういう疑いをかけられておるというようなものにつきましては、十分、何と言ひますか、調査をしたのです。その当時、それだけの人々は全然無根だといったことを確信いたしております。

それ以上は私は調査をしておりませ

ん。全然無関心でおつたわけではないのです。

○栗山良夫君 それからまあこの勧

告、昨日の勧告は余り長い日子をかけないで結論を出す結果が出る。そして

而も大臣のお言葉を忖度をするわけでありますけれども、相當な含みのある言葉のように耳聴をいたしましたが、そういうようなことが実行されましたとき、仮にまあ実現をしたときに、帝

国石油に対しましては只今國の補助金

といふものは打切られております。こ

れは高率配当いたしました点が大蔵省の好まないところになつて、そういう

よくなつたと承知しておりますが、

恐らく健全経営に入ればさよなること

○國務大臣(高橋龍太郎君) 私は全然そういう意見は聞いておりません。

○栗山良夫君 それは通産省内部でな

くて、他の関係省の間にそういう意見もあるということを聞いておりますが、さようなことを耳にしておられます

○國務大臣(高橋龍太郎君) それはも

う通産省の問題じやないので、ほかの省でも、そういう意見があるかも知れませんが、私は何にも聞いておりません。

○栗山良夫君 そういたしますと、通

産省としては少くとも帝石の持株につ

いては飽くまでも続けまして、そし

て相当な發言力を帝石に持ちながら石

油資源の開発に努力をして行くような

御方針は変りがないというふうに理解

してよろしくござりますか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 只今のと

ころは、今申しましたようにそれを処

分して関係をなくすという考えは持

つておりますが、これはまだ研究し

てみなければいけませんが、現在のと

ころではそういう考え方にはなりません。

○栗山良夫君 その點はおつたわけではありません。

○栗山良夫君 そういたしますと、要

するに国内の石油資源の開発はしなけ

ればならん。そうして再建の結果なお

新らしい事実ができるべきだとお伺い

ます。ですが、今何も、そ

ういう点についても通産省は考えておりません。

○栗山良夫君 そういたしますと、要

するに国内の石油資源の開発はしなけ

ればならん。そうして再建の結果なお

新らしい事実ができるべきだとお伺い

ます。ですが、今何も、そ

ういう点についても通産省は考えておりません。

○栗山良夫君 それからもう一つ、こ

れは本件と只今の話題とは直接関係は

ございませんが、政府当局は、帝石の

持株である二三%の株式につきまして

は、国としても手放して一般公開して

いいというような考え方がある一部

にあるやに私どもは聞いております

が、さような事実がありますかどう

か。

ということから濫掘の問題などが取上げられた、その際多数の株を預かつている大蔵省の前の責任のあるがたは、株主の立場をこれをとつてでも、そういう配当が無理なことであるといふことです。大蔵省のほうへも今度の問題に關しましては連絡をいたしておりますが、今直ぐ大蔵省の持つておられます株を処分するとかいうようなないのではないかという考えは十分先方へ話をいたしております。

○政府委員(本間俊一君) 四割配当をいたしますとき、どうも適当でないようないふうなもののがつたのかどうか。

○栗山良夫君 その点については運

産省としてそういう問題を考えてお

りませんが、再建ができますが、お持ちであるかどうか、その点お伺い

したいと思います。

○國務大臣(高橋龍太郎君) それはま

だ通産省としてそういう問題を考えてお

りませんが、再建ができますが、お

持ちであるかどうか、その点お伺い

すべきだと思いますが、今何も、そ

ういう点についても通産省は考えておりません。

○栗山良夫君 そういたしますと、要

するに国内の石油資源の開発はしなけ

ればならん。そうして再建の結果なお

新らしい事実ができるべきだとお伺い

ます。ですが、今何も、そ

ういう点についても通産省は考えておりません。

○栗山良夫君 それからもう一つ、こ

れは本件と只今の話題とは直接関係は

ございませんが、政府当局は、帝石の

持株である二三%の株式につきまして

は、国としても手放して一般公開して

いいというような考え方がある一部

にあるやに私どもは聞いております

が、さような事実がありますかどう

か。

○清澤俊英君 大蔵省ですか。

○政府委員(本間俊一君) いや帝石の

ほうです。大蔵省のほうへも今度の

問題に關しましては連絡をいたして

おりますが、今直ぐ大蔵省の持つてお

ります株を処分するとかいうようなと

ころまでは触れておりませんが、或い

はまあ省内の一部にそういう意見もあ

るかと思いますが、役所といつしま

して大蔵省とそういう話合をこれはい

たしておません。

○清澤俊英君 ところが大蔵省ではこ

う言つているのです。もう日本の統制

時代も一応打切りになつた。自立的

な会社を作らせるので、従つて国家が持

つておられる株式を一般民間に払い出すた

いたしましてはいろいろな勿論事情も検討いたしておつたのですが、どうも四割は必ずしも適当じやないというような見解もあつたのですから、その問題で大蔵省と打合をしたわけじやございませんが、帝石のほうとはいろいろな話合いをいたしておつたわけですがございまして、大蔵省のほうから言えども、持つております株が、会社の成績が上りまして配当のいいことを希望するかも知れませんが、従つて四割配当の問題で大蔵省と話合いをいたしたことは最近ではございません。

○清澤俊英君 そういう問題、今大臣のお話を聞きますと大分食い違つてますね大蔵省の考え方と大臣の考え方では……。すぐ大臣としては株を民間へ出すような気持はないところおつしやつている。大蔵省は出す……。従つて現に通産省が濫権をやつているのだということもその通りはつきりした事実になつて残つている。それらのことを行つても却つていいのじやないか、こういうようなものが同じ政府の中ででき上つて来たら、なか／＼片づけるのに面倒だと思いますが、嚴重に大蔵省のほうとそういうちぐはぐのないように至急連絡をお願いしたいと思います。

○国務大臣(高橋龍太郎君) かしこまりました。

○島清君 帝石の問題は、私が国会のほうに去年の十一月のたしか十七日だつたと記憶しておりますが、質問の皮切りをやりまして以来、これが衆議院のほうにも問題になりまして自由党改進党といふ工合に超党派的にこの問題が取上げられ、更に言論機關はと見ますと、アメリカあたりのその専門

雜誌等にも重ねて報じられてゐるが、これは、石油需要の過剰による想定である。当然のこととして、産省が勧告をしてその国策の実現に向けたものである。しかし、これが過ぎますと、逆に、産省が勧告をしてしまう。この感じを述べます。

する、併しおなつたとは遅きに通産省側ものだとあります。この我が国は、そうして、心を換びて、国際化をして、最後に、切に

私はこの際更に問題の
て、私は又
申上げたしまして、
○栗山良夫
工合がどう
実は私はよ
が、通産省
その調査の必
なつたこと
○政府委員
当局は御承
やりになら
で、普通の字
るわけにも
るので、正規
格をすると、
せん。
○栗山良夫
況を通産省と
ざいますか。
○政府委員(一)
ました書類
て、こちらら
はございま
たしたことは
○栗山良夫
については、
搔することが
たのですが、
機械の不正外
になるのは、
したときを指
はどうですか
で通産省はお
は完結後更に
○政府委員(二)
ほうのお調べ

私のお見を
これからの
後日場合に。
だらうとい
この程度
君 この検
いう工合に
く知らない
としまして
進行状況に
がございま
本間俊一君
知のようには
れるものでござ
官庁のよう
行かないもの
式に何と申し
いうよなと
がございま
して尋ね
その他の、
から連絡に參
が、通産省に
が困難である
ございませ
そいたた
分について
帳簿がない
が完了しない
帳簿を取扱
調べになる
。 本間俊一君
が完了しない
しておられ
帳簿を取扱
調べになる

○理事(小) 石の不正石を近く査定してその中で近くお尋ねする所へお詫びの手紙を送ります。○栗山良太
○理事(大) この帝石の質に付けると、その手紙をもつてお詫びの手紙を送ります。

夫君 私これ
一つ動議を出
されはこれほど
早くこちらの
ませんが、で
で、その点は
早くこちらの
ますれば、早
ります。

いたしましょよ
なんか、どうでしょ
ね、栗山君。
良夫君 委員長
いうかも知れぬ
事が大分輻輳し
とちよつとき
度英君 まだ大
委員長に一任
議なし」と呼
夫君 私先ほ
て、この不正事
象が検察当局
も全く逆に、
深くて相当重
ども大したた
思うのか、そ
と思う。その
かつておるだ
く、この不正事
象が検察当局
も全く逆に、
深くて相当重
ども大したた
思います。
小林英三君 慎重にやらな
かに御質問は
間がなかつた
て散会いたし

それは時期等について相
談する事である。御異議
されど申上げておる事は
ないから、一度お尋ねいた
い。申上げておる事は、要
件といふものであるが、或
るうと、こういふ事は、要
件といふものではないと
いふ者あり」

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所